

間々田地区新設保育所建設に伴う設計業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 実施目的

小山市が実施する「間々田地区新設保育所建設に伴う設計業務委託」をより効果的、効率的に進めるため、技術提案を基に最適な事業者を特定することを目的に公募型プロポーザルを実施する。

2. 業務概要

- (1) 業務委託名：間々田地区新設保育所建設に伴う設計業務委託
- (2) 委託箇所：小山市大字間々田791番1 他
- (3) 業務内容：「間々田地区新設保育所建設に伴う設計業務委託仕様書」のとおり
※本仕様書は現時点での予定を示したものであり、提案内容に応じて受注者と協議のうえ契約時に仕様を変更することがある。
- (4) 履行期間：契約締結日から令和6年10月31日まで
- (5) 提案限度額：54,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 参加資格

本プロポーザルに参加する事業者は、次の各号に掲げる資格要件を満たす者とする。なお、単独の事業者の他、複数の事業者により構成されたグループでの参加もできる。この場合はグループを代表する事業者を定め、代表事業者は（1）から（9）までの要件を全て満たし、代表事業者以外は（1）及び（3）から（6）までの要件を全て満たしていることとする。

- (1) 法人格を有する事業者であること。
- (2) 令和5・6年度小山市建設工事等入札参加資格者名簿に登録されていること。登録がない場合は栃木県の共同受付制度により入札参加資格審査随時申請（受付回：3）を行うこと。
- (3) 小山市建設工事請負業者指名停止基準による指名停止を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく再生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）第24条第1項に基づく再生手続開始の申立ての手続きをしている業者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団、又は参加事業者の役員が、同条第6号に掲げる暴力団員である事業者及びそれらの利益となる活動を行なう事業者でないこと。
- (7) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に掲げる一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (8) 過去10年以内に、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定により確認を受けている特定子ども・子育て支援施設等又は公共工事建築物の新築に係る基本設計又は実施設計業務を元請けとして受注し完了した実績があること。

(9) 以下の業務担当者を選任できること。

- ① 業務主任技術者（統括責任者）
- ② 各設計主任者（建築設計主任者、構造設計主任者、設備設計主任者、外構設計主任者等）
 - ・ 建築設計主任者は、一級建築士免許取得後5年以上の実務を有し、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定により確認を受けている特定子ども・子育て支援施設等又は公共工事建築物の設計の実務経験がある者とする。
- ③ 照査技術者
 - ・ 照査技術者は、業務主任技術者及び各設計主任者を兼ねることはできない。

4. 事業者特定等に係るスケジュール

内容	日程
(1) 実施要領等の公表	令和5年 8月28日(月)
(2) 参加資格等に関する質問書の受付	令和5年 8月28日(月)～9月5日(火)
(3) 参加資格等に関する質問書の回答	令和5年 9月11日(月) 予定
(4) 参加表明書等の受付	令和5年 9月12日(火)～9月14日(木)
(5) 一次審査(書類審査)	令和5年 9月15日(金) 予定
(6) 一次審査結果の通知	令和5年 9月19日(火) 予定
(7) 技術提案に関する質問書の受付	令和5年 9月20日(水)～9月22日(金)
(8) 技術提案に関する質問書の回答	令和5年 9月29日(金) 予定
(9) 技術提案書等の受付	令和5年10月30日(月)～10月31日(火)
(10) 二次審査(面接審査)	令和5年11月10日(金) 午前中
(11) 二次審査結果の通知・公表	令和5年11月16日(木) 予定

(1) 実施要領等の公表

① 公表日

令和5年8月28日(月)

② 公表場所

市ホームページ、市庁舎掲示板等に公表する。(市HP：<http://www.city.oyama.tochigi.jp/>)

(2) 参加資格等に関する質問書の受付

① 提出期間

令和5年8月28日(月)～9月5日(火) 午後5時 まで

② 提出場所

質問書(様式1-1)に記入の上、担当者宛て電子メールにて送信すること。

③ 備考

参加資格、手続き全般、業務仕様、要求水準、契約内容等に関する質疑を受付する。技術提案書、内訳書及び見積書作成上の質疑は別途(7)技術提案に関する質問書として提出すること。

(3) 参加資格等に関する質問書の回答

① 回答期日

令和5年9月11日(月) 予定

② 回答方法

市ホームページに公表する。個別回答は行わない。

(4) 参加表明書等の受付

① 提出期間

令和5年9月12日(火)～9月14日(木) 午後5時 まで(土・日・祝日を除く)

② 提出場所

公共施設整備課(庁舎6階)

③ 提出書類

7ページ(別表1)のとおりとする。

④ 提出方法

持参又は郵送(必着) ※郵送は書留郵便に限る。

⑤ 参加辞退

参加表明書提出後に参加辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出すること。

(5) 一次審査(書類審査)

① 実施日

令和5年9月15日(金) 予定

② 審査方法

一次審査は、参加表明書等の提出が5者以上からあった場合に、技術提案書の提出資格がある者を選定するために行う。提出書類を審査基準7ページ(別表2)に基づき採点し、上位3～5者を目安に技術提案書の提出資格がある者として選定する。

提出が5者未満であった場合は参加資格を満たしていることの確認のみを行い、原則として提出者すべてを技術提案書の提出資格がある者とする。

(6) 一次審査結果の通知

① 通知日

令和5年9月19日(火) 予定

② 通知方法

参加表明書(様式2)に記載されたメールアドレス宛に個別に通知するとともに、市ホームページに通知した旨を掲載する。審査内容に係る質問や異議は受け付けない。

(7) 技術提案に関する質問書の受付

① 提出期間

令和5年9月20日(水)～9月22日(金) 午後5時 まで

② 提出方法

質問書(様式1-2)に記入の上、担当者宛て電子メールにて送信すること。

ただし、質問書(様式1-2)を提出できるのは一次審査で技術提案書の提出資格がある者として選定された参加者のみとする。

(8) 技術提案に関する質問書の回答

① 回答期日

令和5年9月29日(金) 予定

② 回答方法

市ホームページに公表する。個別回答は行わない。

(9) 技術提案書等の受付

① 提出期間

令和5年10月30日(月)～10月31日(火) 午後5時 まで(土・日・祝日を除く)

② 提出場所

公共施設整備課(庁舎6階)

③ 提出書類

8ページ(別表3)のとおりとする。

④ 提出方法

持参又は郵送(必着) ※郵送は書留郵便に限る。

⑤ 参加辞退

技術提案書等の提出を辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出すること。

(10) 二次審査(面接審査)

① 実施日・会場

令和5年11月10日(金) 午前中・市役所本庁舎会議室にて

② 審査方法

下記委員で構成された本プロポーザル審査委員会において、書類審査及び面接審査(プレゼンテーション及びヒアリング)を行い、審査基準9ページ(別表4)に基づき評価のうえ、最優秀提案者を特定する。

委員氏名	役職等
有馬 知江美	白鷗大学教育学部 教授
古賀 誉章	宇都宮大学地域デザイン科学部 建築都市デザイン学科 准教授
平野 章雄	小山市幼稚園・認定こども園連合会 会長
吉澤 安	小山市 理財部長
小林 典子	小山市 保健福祉部長

③ 面接審査

面接審査は下記の要領で行う。詳細は技術提案書等の受付時に通知する。

- (ア)出席者は、本業務の業務主任技術者、建築設計主任者、その他担当者の3名以内とする。
- (イ)進行は、説明20分程度、質疑10分程度を予定している。
- (ウ)説明には、提出した技術提案書のみを使用する。技術提案書をそのまま又は内容要約しプロジェクターを使用しての説明は可とするが、資料の追加及び配布は認めない。
- (エ)プロジェクターを使用する場合、ノートパソコンは参加者が用意すること。プロジェクター、スクリーン、ケーブル（HDMI）は事務局で用意する。
- (オ)面接審査は、原則として対面で行う。ただし、災害や感染症の流行等により面接審査の実施が困難と判断される場合は、遠隔（リモート）とすることがある。この場合は別途通知する。

(11) 二次審査結果の通知・公表

① 通知・公表日

令和5年11月16日（木）予定

② 通知・公表の方法

事業者への通知及び市ホームページに掲載する。審査内容に係る質問や異議は受け付けない。

特定した最優秀提案者、審査委員会による講評のほか、提出されたすべての技術提案書は参加事業者名とともに公表を予定している。

5. 契約

特定した事業者と仕様書等の協議を行い、見積書の金額をもとに随意契約の手続きにより契約を締結する。ただし、協議が整わない場合や契約までに失格事項が判明した場合は、次点の事業者と協議を行うものとする。

6. 参加に関する留意事項

(1) 提案書に関する事項等

- ① 提出書類（記録メディア含む）は返却しない。
- ② 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ③ 提出書類は本件の選考以外、提出者に無断で使用しない。
- ④ 技術提案書は1者1提案とし、提出後の差替えや再提出は認めない。

- ⑤ 記載した技術者は、やむを得ない特別な事由がある場合を除き、変更できない。
- ⑥ 参加事業者が提出した書類の著作権は作成者に帰属するが、小山市は審査結果を公表する場合、情報公開請求があった場合その他必要と認める場合には提出書類の全部又は一部を断りなく使用できるものとする。公開に支障がある場合はあらかじめ申し出ること。

(2) 失格条項

- ① 提出方法、提出先、提出期限に合致しないとき。
- ② 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に合致しないもの。
- ③ 記載すべき事項以外の内容、虚偽の内容が記載されているもの。
- ④ 審査委員会の委員、事務局職員又は関係者に不正な接触又は要求をした場合。
- ⑤ 審査の公平性に影響を与える行為があったと審査委員会が認めた場合。
- ⑥ その他、小山市が不適格と認めた場合。

(3) その他

- ① 敷地の現地見学会等は開催しない。独自に現地調査を行う場合は、現土地所有者や近隣住民等に迷惑をかけることがないように十分配慮すること（当該敷地内への立ち入りは不可）。
- ② 公正なプロポーザルが確保できないと思われる場合、又は適切な事業者を特定できないと判断される場合は、手続きを中止することがある。
- ③ この要領に定めるもののほか、必要な事項は小山市が別に定める。

(4) 特記事項（停止条件）

本プロポーザル手続きは、令和5年度補正予算が市議会9月定例会において議決（9月27日（水））されることを前提に実施している。当該予算の議決がなされない場合、プロポーザル手続きはその時点で中止となる。この場合において、市は事業者に対していかなる責任及び費用負担を負わない。

7. 問い合わせ先

〒323-8686 栃木県小山市中央町1丁目1番1号 庁舎6階
小山市 理財部 公共施設整備課 施設整備係 担当：小山、鈴木
TEL：0285-22-9348 / FAX：0285-22-8972
E-mail：d-kokyoseibi@city.oyama.tochigi.jp

別表

(別表1)

一次審査提出書類		様式	部数
参加表明書	参加表明書	様式2	原本1部
事業者概要 業務実績等に関する書類	事業者概要	様式3	
	業務実績		
	業務実施体制		
	建築設計主任者の業務実績等	任意様式	
	業務実績及び受賞・建築雑誌等掲載の実績がわかる資料等		
	技術者の資格証明証の写し等		
	その他参考資料（会社案内・事例集等）		
入札参加資格審査随時申請を行ったことが分かる書類（登録がない事業者のみ）			

(別表2)

一次審査 評価項目		基準	配点
(地方公共団体における官公需対策)		地元企業の受注機会の確保	10
事業者概要 業務実績	業務実績	事業者の業務実績	30
	業務実施体制	建築設計主任者の資格と実績	30
合計			70

(別表3)

二次審査提出書類		様式	部数
技術提案書	・提案課題 ① 子どもたちが生活する場としてふさわしく、 安心して快適な空間 ② 地域に開かれた子育て支援施設 ③ 保育士等職員が働きやすい環境整備 ④ 地球環境への配慮 ⑤ 実施手順及び工程計画（設計プロセス）	様式4 A3×3枚 及びPDF	原本1部 副本10部 メディア1枚
内訳書	・概算工事費内訳書	様式5	原本1部
見積書	・参考見積書	任意様式	原本1部

【作成上の注意】

1. 技術提案書

- ・ 用紙の大きさはA3判横、枚数は3枚以内、片面カラー印刷とすること。
- ・ 上下左右余白を5mm以上確保すること。
- ・ 文字サイズが小さくなりすぎないように留意すること。
- ・ 視覚的表現の考え方については、「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」（平成30年4月2日大臣官房官庁営繕部事務連絡）に準拠すること。
- ・ 現実的に実現可能な提案、想定工事費内で竣工可能な提案を簡潔に表現すること。
- ・ 提案課題①～⑤の記載順、配分、レイアウトは自由とする。複数の課題をまとめて説明する構成になっていても差し支えない。
- ・ 原本、副本の内容は同一とし、参加事業者名がわかるような事務所名・ロゴマーク等は入れないこと。
- ・ 原本は様式4とともに左上ホチキス留め、副本は様式4を添付せず左上ホチキス留めとすること。副本ごとのクリアファイル、製本カバーの類は不要。
- ・ PDFは審査結果公表時に市ホームページに掲載する。1つのファイルにまとめてサイズを10MB以下になるように調整し、CD-R又はDVD-Rで提出すること。

2. 内訳書

- ・ 合計額は、要求水準書に記載された工事費概算の想定額以下の金額とすること。

3. 見積書

- ・ 用紙の大きさはA4判、縦横・枚数は自由（2枚以上になる場合はホチキス留め）、片面印刷、白黒で複写しても判読可能なものとすること。
- ・ 「間々田地区新設保育所建設に伴う設計業務委託」の見積で、作成日、発行元（社名・代表者名）、発行先（小山市長）及び金額（税抜・税込）を明記すること。

(別表4)

二次審査 評価項目		配点
技術提案	① 子どもたちが生活する場としてふさわしく、安心して快適な空間	40
	② 地域に開かれた子育て支援施設	20
	③ 保育士等職員が働きやすい環境整備	20
	④ 地球環境への配慮	20
	⑤ 実施手順及び工程計画（設計プロセス）	20
面接審査	⑥ 業務への取組意欲・質疑応答の的確性	30
合 計		150

※ 一次審査からの評価点の持ち越しは行わない

【評価のポイント】 ※ 要求水準書「基本理念」「設計業務の基本方針・要求水準」も参照のこと

- ① 子どもが生活する場としてふさわしく、安心して快適な空間
 - ・ 子どもの生活と遊びの場として、1日を安心して楽しく過ごせる空間となっていること。
 - ・ 温かな親しみとくつろぎの場として、子ども一人ひとりが自分に合った過ごし方ができる空間となっていること。
 - ・ 子どもの好奇心を高め、発達・成長を支える空間となっていること。
 - ・ 防災や防犯を考慮し、災害時の避難が容易な施設となっていること。
 - ・ 提案に創意工夫があり、考え方・特長がわかりやすく説明されていること
- ② 地域に開かれた子育て支援施設
 - ・ 利用者が安心、安全に利用できるバリアフリーやユニバーサルデザイン上の配慮があること。
 - ・ 一時預かりや相談、特別な事情への対応を踏まえた計画となっていること。
 - ・ 障がい児や医療的ケア児の積極的な受け入れが可能な施設となっていること。
 - ・ 地域の子育て支援イベントなど、保育事業以外に多目的な活用が可能な施設であること。
 - ・ 周辺環境及び景観との調和を図り、利用者や地域に親しまれるデザインとなっていること。
- ③ 保育士等職員が働きやすい環境整備
 - ・ 子どもの安全を見守るための視認性や施設管理に配慮した諸施設の配置となっていること。
 - ・ 全ての職員にとって働きやすい職場環境、職員間の連携が図りやすい施設になっていること。
 - ・ 入所する子どもの数や職員数の変動をはじめ、状況の変化に柔軟に対応できる諸室の構成、家具等の配置となっていること。
 - ・ 日々の清掃やメンテナンスがしやすいデザイン、仕上げとなっていること。
- ④ 地球環境への配慮
 - ・ 施設整備から運営、将来の施設解体に至るまで、省エネルギー、廃棄物発生抑制等に配慮し、環境負荷低減技術の導入を図り、環境保全に寄与するよう努めていること。
 - ・ SDGsのゴール達成、ZEB、カーボンニュートラルなどへの試みがみられること。
- ⑤ 実施手順及び工程計画（設計プロセス）
 - ・ 業務全体の手順・工程を理解し、ポイントとなる点や要所が押さえられていること。
 - ・ 子ども、保護者、保育士、その他関係者等、市が意見を求めるために設定した機会でも得られた意見を尊重する工夫がみられること。